

令和8年4月30日

## 中東情勢に伴う建設資材の需給に関する緊急要望

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 今井 雅 則

担い手3法の改正や予算確保など、建設業に対する各種施策を実施いただきまして誠にありがとうございます。

さて、今般のホルムズ海峡の実質封鎖に伴う原油の供給不安により、ガソリン・軽油などの燃料系石油製品はもとより、別添（全建緊急アンケート結果）の通り、製造過程で燃料や電力を使用しているほぼ全ての建設資材で価格高騰が発生しています。

また、建設資材の供給においては、ナフサを原料とする石油化学系の石油製品の供給の目詰まりにより、同アンケート結果の通り、受注者の責によらない各種建設資材の供給不足、供給遅延が発生しており、工事の中止や遅延が避けられない状況も発生しています。

さらに、工事遅延や工期延長に伴って発注者からの完成時の支払が予定よりも遅くなるなど、元請企業の資金繰りにも影響がでているとの声が多く聞かれます。

つきましては、石油製品の供給の目詰まりの解消や価格転嫁を凶るなど、円滑な工事施工ができるよう、下記事項についてご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

1. 石油製品\*の供給の目詰まりの解消を凶り、建設資材の需給状況の改善による円滑な工事実施に努めること。 ※塗料、住宅設備、仕上げ材、塩ビ管、接着剤、シーリング材 等
2. 建設資材やエネルギーコストの高騰に対応するため、公共工事にあつては実勢価格の調査頻度を引き上げ、設計変更や単品スライドなどを適時適切に実施すること、民間工事にあつては「おそれ情報」に基づき適切な価格転嫁を実施すること。  
なお、スライド条項については、手続の簡素化及び閾値1%の撤廃又は引き下げにより、受注者の負担軽減を凶ること。
3. 建設資材が当初契約通りに供給できない場合には、速やかに工事の一時中止による工期の延長や代替資材への変更を柔軟に実施すること。また、それに係る費用については、設計変更で適切に見込むこと。
4. 工期が延長となる場合には、支払時期の遅延による受注者の資金繰りの悪化を避けるため、受注者の求めに応じて部分払を適宜実施するなどキャッシュフローの改善に努めること。

上記4点について、1については経済産業省へ働きかけ、2～4については、国の直轄工事に対応するとともに、地方及び民間の発注者に対し同様の対応を働きかけること。